

## 第3章 交通安全対策の方針

### 1 交通安全対策の重点

#### (1) 高齢者の交通安全の対策

高齢者の交通事故を防止するため、認識しやすい交通標識の設置やバリアフリー歩道など、道路交通環境の整備を進めます。さらに、今後の高齢者人口の増加に伴い、高齢者ドライバーに起因する交通事故比率が高まることから、高齢者が集う様々な機会を捉えた交通安全の意識啓発を行うとともに、交通安全教育を推進します。

また、近年の社会問題となっている、高齢者ドライバーのブレーキとアクセルの踏み間違いによる暴走事故を抑止するため、国における「安全運転サポート車補助金」の積極的な活用を促すとともに、運転免許証の自主返納を支援する施策等も合わせて推進します。

なお、県では高齢者を交通事故から守る県民運動として、「早めのライト点灯、反射材着用、歩行者保護」を柱とした「きらめき3H（トリプルエイチ）運動」の推進を重点目標としており、本町においても町民に対し、広報等による周知を図ります。

#### (2) 子どもの交通安全の確保

子どもの交通事故を防止するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を進めるとともに、小学校児童の登下校時における青色パトロール車による巡回を引き続き実施します。

#### (3) 自転車・歩行者の交通安全の確保

自転車の交通事故を防止するため、平成24年施行の「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の安全利用の啓発及び推進に取り組む中で、自転車利用に対する安全教育を積極的に展開することにより、交通ルール並びに交通マナーの徹底を図ります。

また、歩行者の交通事故を防止するため、本町の交通事故類型に即した交通安全教室の開催、交通事故多発時間帯における適切な歩行着衣などの周知を図ります。

なお、県では「横断歩道CS（チェック&ストップ）作戦」と題し、横断歩道における歩行者優先の徹底周知、啓発を推進しており、本町においても役場職員並びに町民に対し、広報等による周知を図ります。

#### **(4) 交通事故が起こりにくい意識向上及び環境整備**

交通事故件数が多い町内主要交差点において、各季の交通安全運動期間を通じ、関係行政機関、交通安全団体及び町民と連携した立哨指導を実施することにより、交通安全意識の醸成を図ります。

また、道路改良等により整備される交差点について、引き続き信号機の設置を要望します。

## **2 交通安全対策の柱**

### **(1) 人と環境にやさしい道路交通環境の整備**

交通安全対策を適切に進めるためには、人、自転車、バイク及び車が、安全かつ円滑に通行できる道路交通環境の整備が不可欠です。

このため、本町の事故要因に即した効果の高い対策として、カーブミラーや道路交通標識の設置、道路標示などの交通安全施設の整備を推進します。

また、高齢者や障がい者等の自立した日常生活及び社会生活基盤を確保するため、歩道等のバリアフリー化並びに視覚障害者誘導用ブロックの敷設を推進します。

### **(2) 交通安全思想の普及徹底**

交通安全の基本は、町民一人ひとりが正しい交通ルールとマナーを身に付け、実践することが必要です。

このため、子どもから高齢者に至る全ての町民を対象に、以下のように段階的かつ体系的な交通安全教育を実施します。

○自転車の利用機会が多い児童・生徒に対しては、正しい交通ルールとマナーが確実に習得できるよう、安全な乗り方等を含む実践型教育を推進します。

○夜間の交通事故防止としては、視認効果の高い反射材を含む着衣の着用について、交通安全教育及び広報等による啓発活動を推進します。

○高齢者に対しては、加齢による心身機能の変化が行動に及ぼす影響についての理解を促し、町民一人ひとりには、高齢者の身体的行動の理解と思いやりを持った交通マナーの実践を推進します。

○飲酒運転を根絶するため、関係行政機関と連携した広報及び啓発活動を推進します。

### **(3) 道路交通秩序の維持**

違法駐車による緊急車両の通行阻害などは、安心・安全な町民生活を脅かす交通違反であるため、関係行政機関や交通関係団体等と連携し、交通秩序の維持を図ります。

### **(4) 救急・救助活動の充実**

交通事故による負傷者の救命及び身体的被害を最小限に抑えるため、救急・救助活動の充実を関係機関に要望します。また、交通事故現場に居合わせた方が、適切かつ迅速な応急手当を施せるよう、町民に対して救急救命講習会等への積極的な参加を呼びかけます。

### **(5) 被害者支援の推進**

交通事故に巻き込まれた場合、被害者となる当事者の知識や情報が乏しいと、様々な手続きや交渉等による精神的な苦痛に留まらず、経済的な困難にも直面することとなります。

このような事態を生じさせないため、交通事故被害者が相談できる窓口となる、交通事故相談所に関する情報の提供を適切に進めます。

## **3 交通安全計画の目標**

交通事故ゼロ、そして、交通死亡事故ゼロ日数の継続が、安心・安全なまちづくりとしての交通安全計画の目標となります。

なお、本町は交通死亡事故ゼロの継続日数が県内一位であり、令和2年1月に4,000日を、そして、令和2年2月に11年間継続という記録を達成している状況から、計画の目標を「交通死亡事故ゼロ」と設定します。